

令和元年8月30日提出

令和元年9月市議会定例会

議 案

報告第16号～報告第18号
認定第1号～認定第11号
議案第52号～議案第66号

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第16号	専決処分の報告について（島田市立保育所設置条例の一部を改正する条例）	1
報告第17号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	2
報告第18号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	3

認定番号	件 名	ページ
認定第1号	平成30年度島田市一般会計決算の認定について	4
認定第2号	平成30年度島田市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	5
認定第3号	平成30年度島田市簡易水道事業特別会計決算の認定について	6
認定第4号	平成30年度島田市土地取得事業特別会計決算の認定について	7
認定第5号	平成30年度島田市休日急患診療事業特別会計決算の認定について	8
認定第6号	平成30年度島田市公共下水道事業特別会計決算の認定について	9
認定第7号	平成30年度島田市介護保険事業特別会計決算の認定について	10
認定第8号	平成30年度島田市介護サービス事業特別会計決算の認定について	11
認定第9号	平成30年度島田市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	12
認定第10号	平成30年度島田市水道事業会計決算の認定について	13
認定第11号	平成30年度島田市病院事業会計決算の認定について	14

議案番号	件 名	ページ
議案第52号	令和元年度島田市一般会計補正予算（第2号）	15
議案第53号	令和元年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	20
議案第54号	令和元年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	23

議案番号	件名	ページ
議案第55号	令和元年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	26
議案第56号	令和元年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）	28
議案第57号	島田市大井川流域観光拠点整備基金条例について	29
議案第58号	島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について	30
議案第59号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	43
議案第60号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	47
議案第61号	島田市印鑑条例の一部を改正する条例について	49
議案第62号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	50
議案第63号	島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	51
議案第64号	市道路線の認定について	52
議案第65号	市道路線の廃止について	53
議案第66号	平成30年度島田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	54

予 算 に 関 す る 説 明 書

議案番号	件名	ページ
議案第52号	令和元年度島田市一般会計補正予算（第2号）	55
議案第53号	令和元年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	70
議案第54号	令和元年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	74
議案第55号	令和元年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	78
議案第56号	令和元年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）	81

報
告

報告第16号

専決処分の報告について

島田市立保育所設置条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第10号

専 決 処 分 書

島田市立保育所設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年7月29日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市立保育所設置条例の一部を改正する条例

島田市立保育所設置条例（平成17年島田市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第5条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

報告第17号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第9号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年6月27日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・甲（島田市）は、乙（島田警察署）に対し、損害賠償額として78,840円を支払う。・乙は、損害賠償額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相 手 方 住 所	島田市向谷元町1212番地
相 手 方 氏 名	島田警察署
事故発生 年 月 日	令和元年5月23日
事故発生 場 所	榛原郡川根本町下長尾319番地の3地先
事 故 の 概 要	県道春野下泉停車場線を北進していた公用車が右カーブを曲がり損ね、道路左側に設置してあった道路標識に衝突し、破損させたもの

報告第18号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第11号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月13日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・甲（島田市）は、乙（静岡県）に対し、損害賠償額として70,686円を支払う。・乙は、損害賠償額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相手方 住 所	静岡市葵区追手町9番6号
相手方 氏 名	静岡県
事故発生 年 月 日	令和元年5月23日
事故発生 場 所	榛原郡川根本町下長尾319番地の3地先
事 故 の 概 要	県道春野下泉停車場線を北進していた公用車が右カーブを曲がり損ね、道路左側に設置してあった視線誘導標に衝突し、破損させたもの

認 定

認定第1号

平成30年度島田市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、平成30年度島田市一般会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

認定第2号

平成30年度島田市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、平成30年度島田市国民健康保険事業特別会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷絹代

認定第3号

平成30年度島田市簡易水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、平成30年度島田市簡易水道事業特別会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷絹代

認定第4号

平成30年度島田市土地取得事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、平成30年度島田市土地取得事業特別会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

認定第5号

平成30年度島田市休日急患診療事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、平成30年度島田市休日急患診療事業特別会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

認定第6号

平成30年度島田市公共下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、平成30年度島田市公共下水道事業特別会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

認定第7号

平成30年度島田市介護保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、平成30年度島田市介護保険事業特別会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷絹代

認定第8号

平成30年度島田市介護サービス事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、平成30年度島田市介護サービス事業特別会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

認定第9号

平成30年度島田市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり、平成30年度島田市後期高齢者医療事業特別会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷絹代

認定第10号

平成30年度島田市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり、平成30年度島田市水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染 谷 絹 代

認定第11号

平成30年度島田市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり、平成30年度島田市病院事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染 谷 絹 代

一 般 会 計 予 算 書

議案第52号

令和元年度島田市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度島田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ435,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,048,112千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		113,400	81,367	194,767
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	81,367	81,367
15 国庫支出金		5,710,774	2,559	5,713,333
	1 国庫負担金	3,895,805	35,142	3,930,947
	2 国庫補助金	1,757,296	△32,583	1,724,713
16 県支出金		3,043,903	79,402	3,123,305
	1 県負担金	1,592,489	91,381	1,683,870
	2 県補助金	1,232,614	△11,979	1,220,635
17 財産収入		184,899	7	184,906
	1 財産運用収入	74,227	7	74,234
18 寄附金		101,412	36,000	137,412
	1 寄附金	101,412	36,000	137,412
19 繰入金		2,596,679	138,962	2,735,641
	1 基金繰入金	2,596,676	127,380	2,724,056
	2 特別会計繰入金	3	11,582	11,585
20 繰越金		530,501	148,385	678,886
	1 繰越金	530,501	148,385	678,886
21 諸収入		1,321,884	18,368	1,340,252
	5 雑入	1,159,108	18,368	1,177,476
22 市債		6,151,300	△69,400	6,081,900
	1 市債	6,151,300	△69,400	6,081,900
歳入合計		42,612,462	435,650	43,048,112

歳 出

(単位 :千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,089,431	347,511	4,436,942
	1 総務管理費	2,955,547	341,367	3,296,914
	7 交通安全対策費	384,109	6,144	390,253
3 民生費		13,311,158	38,127	13,349,285
	2 児童福祉費	6,525,512	37,808	6,563,320
	3 生活保護費	683,984	319	684,303
6 農林業費		1,147,361	30,976	1,178,337
	1 農業費	892,139	12,948	905,087
	2 林業費	255,222	18,028	273,250
7 商工費		1,092,226	9,423	1,101,649
	1 商工費	1,092,226	9,423	1,101,649
8 土木費		4,992,102	△7,040	4,985,062
	2 道路橋りょう費	1,524,419	5,000	1,529,419
	4 都市計画費	2,660,412	△20,040	2,640,372
	5 住宅費	195,354	8,000	203,354
9 消防費		1,682,342	572	1,682,914
	1 消防費	1,682,342	572	1,682,914
10 教育費		4,972,064	16,081	4,988,145
	5 社会教育費	964,590	16,081	980,671
歳 出 合 計		42,612,462	435,650	43,048,112

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
窓口業務等包括委託	令和2年度から 令和5年度まで	千円 658,569
放課後児童クラブ運営委託	令和2年度	136,800

第3表 地方債補正

1. 追加

起債の 目 的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
防災・減災・ 国土強靱化緊 急対策事業	千円 646,600	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の貸付利率によ る。 その他 3.5%以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率に よる。	公的資金については、その融資 条件により、その他の資金は、そ の債権者との協議による。 ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還し、又は低利債に 借換えすることができる。

2. 変更

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
学校教育施設 等整備事業	千円 405,400	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の 貸付利率によ る。 その他 3.5%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率による。	公的資金に ついては、そ の融資条件に より、その他 の資金は、そ の債権者との 協議による。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、若 しくは繰上償 還し、又は低 利債に借換え することができる。	千円 406,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
一般補助施設 整備等事業	24,300	同上	同上	同上	12,200	同上	同上	同上
合併特例事業	2,984,600	同上	同上	同上	2,891,500	同上	同上	同上
合併推進事業	598,700	同上	同上	同上	0			
緊急防災・ 減災事業	286,700	同上	同上	同上	273,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

国民健康保険事業
特別会計予算書

議案第53号

令和元年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度島田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,199,438千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸収入		59,601	25	59,626
	2 預金利子	1	25	26
8 国庫支出金		0	7,480	7,480
	1 国庫補助金	0	7,480	7,480
歳入合計		9,191,933	7,505	9,199,438

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		151,448	7,480	158,928
	1 総務管理費	136,424	7,480	143,904
6 基金積立金		30	25	55
	1 基金積立金	30	25	55
歳出合計		9,191,933	7,505	9,199,438

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
窓口業務等包括委託	令和2年度から 令和5年度まで	千円 42,161

介護保険事業
特別会計予算書

議案第54号

令和元年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度島田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247,146千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,700,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1	247,146	247,147
	1 繰越金	1	247,146	247,147
歳入合計		8,453,417	247,146	8,700,563

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		638	176,482	177,120
	1 基金積立金	638	176,482	177,120
5 諸支出金		1,807	70,664	72,471
	1 償還金及び還付加算金	1,805	70,660	72,465
	2 繰出金	2	4	6
歳出合計		8,453,417	247,146	8,700,563

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
窓口業務等包括委託	令和2年度から 令和5年度まで	千円 69,464

後期高齢者医療事業
特別会計予算書

議案第55号

令和元年度島田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度島田市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,231,226千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	2,553	2,554
	1 繰越金	1	2,553	2,554
5 諸収入		1,119	11,578	12,697
	3 雑入	1,116	11,578	12,694
歳入合計		1,217,095	14,131	1,231,226

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合負担金		1,207,216	2,553	1,209,769
	1 後期高齢者医療広域連合負担金	1,207,216	2,553	1,209,769
3 諸支出金		1,117	11,578	12,695
	1 繰出金	1	11,578	11,579
歳出合計		1,217,095	14,131	1,231,226

病 院 事 業 会 計
予 算 書

議案第56号

令和元年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度島田市の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和元年度島田市病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
給食業務委託	令和2年度から 令和4年度まで	370,260千円

令和元年8月30日提出

島田市長 染 谷 絹 代

条 例 そ の 他

島田市大井川流域観光拠点整備基金条例について

島田市大井川流域観光拠点整備基金条例を次のとおり定める。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市大井川流域観光拠点整備基金条例

(設置)

第1条 大井川流域観光拠点整備（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の規定により認定を受けた地域再生計画（同条第1項に規定する地域再生計画をいう。）に記載された大井川流域観光拠点の整備をいう。以下同じ。）に要する経費の財源に充てるため、島田市大井川流域観光拠点整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、大井川流域観光拠点整備に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり定める。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償を定めるとともに、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき会計年度任用職員のうち技能労務職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員をいう。）であるもの（以下「技能労務会計年度任用職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与の種類等)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（技能労務会計年度任用職員を除く。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（技能労務会計年度任用職員を除く。以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

3 技能労務会計年度任用職員の給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める種類とする。

(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

(2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当

4 給与は、会計年度任用職員（退職した者を含む。）から申出があった場合は、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、次に掲げる給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

(1) 行政職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表（一）

イ 医療職給料表（二）

ウ 医療職給料表（三）

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は、会計年度任用職員級別職務分類表（別表第3）のとおりとする。

3 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第4条 島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号。以下「給与条例」という。）第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額）

第5条 給与条例第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「医療職給料表（三）」とあるのは、「島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年島田市条例第 号）別表第2 医療職給料表（三）」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第6条 給与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第7条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、島田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成23年島田市条例第7号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第8条 給与条例第13条第1項及び第3項から第5項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務すること」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務すること」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第9条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「おいて、正規の勤務時間」とあるのは、「おいて、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第10条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第11条 給与条例第15条の2第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第15条の2第1項の勤務は、第8条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第9条の規定により準用する給与条例第14条及び前条の規定により準用する給与条例第15条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第12条 給与条例第17条(第3項を除く。)から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者を同じくするものに限る。次項及び第20条において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条 第8条の規定により準用する給与条例第13条、第9条の規定により準用する給与条例第14条及び第10条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第14条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)である場合

(2) 祝日法による休日等を除いた12月29日から翌年の1月3日までの日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)で

ある場合

(3) 有給の休暇による場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

- 2 前項の規定による給与の減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月の翌月の給料から順次行うものとする。ただし、退職、休職等により、翌月に支給すべき給料のない場合における給与の減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月の給料から行うものとし、給料から差し引いてなお残余の額があるとき、又は給料から差し引くことのできないときは、この条例に基づく未支給の給与から差し引くものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年島田市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を7.75に20を乗じて得た数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 前3項の基準月額とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条の規定を適用して得た額をいう。

5 前項の規定にかかわらず、任命権者は、勤務条件、勤務内容等の特殊性に基づいて、医療職給料表（三）の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員で規則で定めるものの基準月額の額を同項に規定する基準月額の額に当該額の100分の6を加算した額とすることができる。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第16条 特殊勤務手当条例第4条から第7条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務に係る報酬を支給する。

2 任期の定めが1月以上のパートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬の額については、特殊勤務手当条例の規定（第9条の規定を除く。）の例により計算して得た額とする。

3 任期の定めが1月に満たないパートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬の額については、特殊勤務手当条例第9条に規定する規則で定める職員の例により計算して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 規則で定める割合

5 時間外勤務に係る報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時

間外勤務に係る報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務に係る報酬を支給することを要しない。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 第3項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 前項第2号に規定する規則で定める割合から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等（以下この条において「休日等」と総称する。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日等に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員のその休日等の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第20条 給与条例第17条（第3項を除く。）から第17条の3までの規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月未満の者及び1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該

パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第21条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額の算出）

第22条 第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第15条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第15条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第15条第3項の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第23条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額した報酬を支給する。

- (1) 祝日法による休日等である場合
 - (2) 年末年始の休日等である場合
 - (3) 有給の休暇による場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、

前条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額した報酬を支給する。

(1) 有給の休暇による場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第24条 給与条例第19条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第25条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 任期の定めが1月以上のパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額については、給与条例第10条第2項及び第3項の規定の例による。

3 任期の定めが1月に満たないパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額については、給与条例第10条第2項に定める額に1月当たりの通勤所要回数を20で除して得た数を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 前項の旅行に係る費用弁償の額は、島田市職員等の旅費に関する条例（平成17年島田市条例第43号）の例による。

(技能労務会計年度任用職員の給与の基準)

第28条 技能労務会計年度任用職員の給与の基準は、会計年度任用職員（技能労務会計年度任用職員を除く。）についてこの条例に定める給与の基準による。

(技能労務会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 技能労務会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に限る。）が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 前項の旅行に係る費用弁償の額は、島田市職員等の旅費に関する条例の例による。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円
1	144,100	164,200
2	145,200	165,700
3	146,400	167,200
4	147,500	168,700
5	148,600	170,100
6	149,700	172,800
7	150,800	175,400
8	151,900	178,000
9	153,000	180,700
10	154,400	182,400
11	155,700	184,000
12	157,000	185,700
13	158,300	187,200
14	159,800	188,900
15	161,300	190,700
16	162,900	192,400
17	164,200	194,000
18	165,700	195,800
19	167,200	197,600
20	168,700	199,400
21	170,100	200,900
22	172,800	202,700
23	175,400	204,500
24	178,000	206,300
25	180,700	207,900
26	182,400	209,700
27	184,000	211,500
28	185,700	213,300
29	187,200	214,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円		円
1	247,900	333,100	397,900
2	250,400	336,100	400,800
3	252,900	339,000	403,700
4	255,400	342,000	406,500
5	257,600	344,700	409,100
6	261,400	348,000	411,800
7	265,200	351,100	414,600
8	269,000	354,200	417,300
9	272,600	357,000	419,500
10	276,600	359,900	422,200
11	280,600	363,000	424,800
12	284,600	366,200	427,500
13	288,400	369,100	429,900
14	292,400	372,700	432,400
15	296,300	375,900	434,800
16	300,200	379,600	437,300
17	303,900	383,200	439,300
18	307,500	385,900	441,700
19	311,000	388,700	444,000
20	314,600	391,400	446,400
21	318,200	394,200	447,900
22	321,900	396,800	450,300
23	325,400	399,400	452,600
24	328,900	401,800	454,900
25	332,400	403,800	456,900

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円		円
1	149,000	186,900	222,100
2	150,400	188,500	223,700
3	151,800	190,100	225,300

4	153,200	191,700	226,900
5	154,400	193,200	228,300
6	156,200	194,700	229,900
7	157,900	196,300	231,400
8	159,600	197,800	233,000
9	161,300	199,400	234,100
10	163,000	201,100	235,600
11	164,700	202,700	237,000
12	166,500	204,400	238,200
13	168,000	205,800	239,800
14	169,900	207,400	241,200
15	171,900	209,000	242,400
16	173,800	210,600	243,800
17	175,700	212,000	244,700
18	177,600	213,600	245,900
19	179,400	215,300	247,100
20	181,300	217,000	248,300
21	183,200	218,300	249,700
22	184,700	219,800	250,700
23	186,200	221,200	251,700
24	187,700	222,700	252,800
25	189,300	224,100	254,000

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円		円
1	163,000	190,500	238,500
2	164,400	192,600	240,300
3	165,900	194,700	242,100
4	167,300	196,700	243,900
5	168,800	198,800	245,300
6	170,300	201,100	246,600
7	171,800	203,400	247,700
8	173,300	205,700	249,000
9	174,600	208,100	250,000
10	176,300	209,500	251,100

11	177,900	210,900	252,000
12	179,400	212,100	252,900
13	180,900	213,500	254,100
14	182,900	214,900	255,200
15	184,900	216,400	256,000
16	186,900	217,600	257,000
17	189,100	219,000	257,600
18	191,200	220,500	258,500
19	193,300	222,000	259,500
20	195,400	223,500	260,400
21	197,500	224,700	261,300
22	199,700	226,400	262,300
23	201,900	228,100	263,200
24	204,100	229,800	264,200
25	206,100	231,100	265,400

備考 この表は、保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

会計年度任用職員級別職務分類表

職種の区分	職務の級	標準的な職務の内容
1 行政職	1 級	定型的又は補助的な業務を行う一般事務、技術職又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの
	2 級	相当な知識経験を必要とする一般事務、技術職又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの
2 医療職（一）	1 級	医師及び歯科医師の職務
	2 級	相当な知識経験を必要とする医師及び歯科医師の職務
	3 級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師及び歯科医師の職務
3 医療職（二）	1 級	マッサージ師の職務
	2 級	薬剤師の職務又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの
	3 級	相当な知識経験を必要とする薬剤師の職務又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの
4 医療職（三）	1 級	（准）看護師の職務
	2 級	保健師の職務又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの
	3 級	相当高度の知識経験に基づき業務を処理する保健師の職務又はこれと同程度の職務で規則で定めるもの

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年島田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、前項中「係属する間」とあるのは「係属する間（当該期間が任期を超える場合にあっては、任期）」とする。
- 5 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項又は第2項に規定する任期を定めて採用する職員に対する第1項及び第3項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項又は第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第3項中「係属する間」とあるのは「係属する間（当該期間が任期を超える場合にあっては、任期）」とする。

(島田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 島田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年島田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和25年法律第261号）」を「（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改める。

第3条第2項中「率」を「額」に改め、「給料の月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年島田市条例第 号）第15条に規定する報酬の額）」を、「以下」の次に「の額」を加える。

(島田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 島田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成17年島田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 島田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年島田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の3第4項の規定により任用された職員の年次有給休暇の日数については、労働基準法第39条の定めるところによる。ただし、任命権者が必要と認めるときは、別に定めることができる。

第18条（見出しを含む。）中「臨時又は」を削る。

（島田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 島田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年島田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 非常勤職員のうち規則で定める職員

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（島田市職員互助会条例の一部改正）

第6条 島田市職員互助会条例（平成17年島田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一般職の職員」を「一般職」に改め、「特別職」の次に「の職員」を加え、「常勤の職員（）」を「、常勤のもの（法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された者を含む。）」に改める。

（島田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 島田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年島田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第5条第1項中「旅費」の次に「又は費用弁償」を加える。

（島田市職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第19条の2を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第19条の2 この条例の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年

度任用職員の給与については、別に条例で定める。

(島田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 島田市職員の退職手当に関する条例（平成17年島田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附則第25項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、附則に次の2項を加える。

26 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。

27 前項の規定の適用を受ける者に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

(島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年島田市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（臨時的に任用されるものを除く。）及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「占めるもの」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定するもの」を加える。

第23条中「（平成3年法律第110号）」を削り、同条に次の2項を加える。

2 第4条、第5条、第6条、第14条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。

3 第4条、第5条、第6条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

(島田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 島田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年島田市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員（）」の次に「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び」を加える。

(島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年島田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（臨時的に任用されるものを除く。）及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「占めるもの」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定するもの」を加える。

第25条に次の2項を加える。

2 第5条、第6条、第8条、第16条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の

2 第1項第1号に掲げる職員には適用しない。

3 第5条、第6条、第8条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市手数料条例の一部を改正する条例

(島田市手数料条例の一部改正)

第1条 島田市手数料条例(平成17年島田市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「55の項及び56の項」を「58の項及び59の項」に改める。

別表中87の項を90の項とし、62の項から86の項までを3項ずつ繰り下げ、同表61の項中「63の項」を「66の項」に改め、同項を同表64の項とし、同表中60の項を63の項とし、55の項から59の項までを3項ずつ繰り下げ、同表54の項の次に次のように加える。

55	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料			申請1件につき 27,000円
56	建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査	用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料			申請1件につき 27,000円
57	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途の変更の許可の申請に対する審査	興行場等への一時的な用途の変更に係る許可申請手数料			申請1件につき 120,000円

別表備考4中「57の項」を「60の項」に改め、同表備考5中「58の項」を「61の項」に改め、同表備考6中「59の項」を「62の項」に改め、同表備考7中「60の項」を「63の項」に改め、同表備考8中「59の項」を「62の項」に、「60の項」を

「63の項」に改め、同表備考9中「61の項」を「64の項」に改め、同表備考10中「62の項」を「65の項」に改め、同表備考11中「66の項」を「69の項」に改める。

第2条 島田市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表備考9を次のように改める。

9 64の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、64の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の64の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

別表備考10を次のように改める。

10 65の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、65の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載した場合で、変更（他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）を新たに追加する場合を除く。）に係る建築物が複数あるときにおける手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の65の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

(3) 他の建築物を新たに追加する場合における手数料の額は、64の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額とする。

(4) 他の建築物を新たに複数追加する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の64の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第61号

島田市印鑑条例の一部を改正する条例について

島田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市印鑑条例の一部を改正する条例

島田市印鑑条例（平成17年島田市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第4号を次のように改める。

(4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第11条第2号を次のように改める。

(2) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第15条第1項第4号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第62号

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第23条中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の島田市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第63号

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

島田市水道事業給水条例（平成17年島田市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（指定証）」に改め、同条第1項中「指定したとき」の次に「、又は法第25条の3の2第1項の規定により指定の更新をしたとき」を加え、「規則で定める水道事業指定給水装置工事事業者証」を「別に定める水道事業指定給水装置工事事業者指定証」に、「指定工事事業者証」を「指定証」に改め、同条第2項中「休止したとき」の次に「、指定の更新を受けられなかったとき」を加え、「指定工事事業者証」を「指定証」に改め、同条第3項中「指定工事事業者証」を「指定証」に改める。

第36条第1項の表4の項中「10,000円」を「8,000円」に改め、同表に次のように加える。

5 指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件につき 8,000円	指定更新工事事業者	1事業所ごとに1件とする。指定更新工事事業者とは、指定給水装置工事事業者の指定の更新を受けようとする者をいう。
----------------------	-----------------	-----------	---

第40条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

3路線

2 路線の延長

2,199.1メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起	路線の 延長(m)	路線の 幅員(m)
	終		
牛尾山循環線	牛尾字中原1272番1地先	806.1	6.0~9.0
	牛尾字口原1188番1地先		
牛尾横岡堤防線	牛尾字奥林1471番49地先	1,363.0	4.0~5.0
	横岡字横道下597番3地先		
八指8号線	旗指2991番2地先	30.0	1.9~3.0
	旗指2973番地先		

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

1 路線

2 路線の延長

173.4メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起	点	路線の 延長(m)
	終	点	
八指8号線	旗指2991番2地先		173.4
	旗指2974番10地先		

議案第66号

平成30年度島田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度島田市水道事業会計未処分利益剰余金 327,489,134円のうち、170,000,000円を自己資本金に組み入れ、156,000,000円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越す。

令和元年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	113,400	81,367	194,767
15 国庫支出金	5,710,774	2,559	5,713,333
16 県支出金	3,043,903	79,402	3,123,305
17 財産収入	184,899	7	184,906
18 寄附金	101,412	36,000	137,412
19 繰入金	2,596,679	138,962	2,735,641
20 繰越金	530,501	148,385	678,886
21 諸収入	1,321,884	18,368	1,340,252
22 市債	6,151,300	△69,400	6,081,900
歳入合計	42,612,462	435,650	43,048,112

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,089,431	347,511	4,436,942	137,390		10	210,111
3 民生費	13,311,158	38,127	13,349,285	△54,803			92,930
4 衛生費	6,309,459	0	6,309,459		47,900		△47,900
6 農林業費	1,147,361	30,976	1,178,337	30,035	△12,100		13,041
7 商工費	1,092,226	9,423	1,101,649				9,423
8 土木費	4,992,102	△7,040	4,985,062	△43,437	△93,100	127,380	2,117
9 消防費	1,682,342	572	1,682,914	317			255
10 教育費	4,972,064	16,081	4,988,145	12,459	△12,100	1,000	14,722
歳出合計	42,612,462	435,650	43,048,112	81,961	△69,400	128,390	294,699

2 歳 入

(款)10 地方特例交付金

(項) 2 子ども・子育て支援臨時交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 子ども・子育て支援臨時交付金	0	81,367	81,367
計	0	81,367	81,367

(款)15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	3,895,805	35,142	3,930,947
計	3,895,805	35,142	3,930,947

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	85,142	137,390	222,532
2 民生費国庫補助金	346,447	△193,928	152,519
5 土木費国庫補助金	552,137	11,306	563,443
6 教育費国庫補助金	263,979	12,459	276,438
8 消防費国庫補助金	0	190	190
計	1,757,296	△32,583	1,724,713

(款)16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費県負担金	1,592,489	91,381	1,683,870
計	1,592,489	91,381	1,683,870

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費県補助金	501,776	12,602	514,378
4 農林業費県補助金	322,549	30,035	352,584
6 土木費県補助金	159,477	△54,743	104,734
7 消防費県補助金	48,866	127	48,993
計	1,232,614	△11,979	1,220,635

(款)17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
2 利子及び配当金	27,506	7	27,513
計	74,227	7	74,234

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	子ども・子育て支援臨時交付金	子ども・子育て支援臨時交付金	81,367

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2	児童福祉費負担金	子どものための教育・保育給付交付金 子育てのための施設等利用給付交付金	△22,195 57,337

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	総務管理費補助金	地方創生拠点整備交付金	137,390
2	児童福祉費補助金	子ども・子育て支援交付金 子ども・子育て支援臨時交付金 子ども・子育て支援整備交付金	2,572 △206,684 10,030
3	生活保護費補助金	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	154
3	住宅費補助金	社会資本整備総合交付金（防災・安全） 社会資本整備総合交付金（防災・安全）（緊急対策）	8,306 3,000
1	小学校費補助金	学校施設環境改善交付金	12,459
1	消防費補助金	消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）	190

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2	児童福祉費負担金	子ども・子育て支援給付費負担金 子育てのための施設等利用給付費負担金	62,714 28,667

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2	児童福祉費補助金	保育対策等促進事業費補助金 社会福祉施設等施設整備費補助金	2,572 10,030
1	農業費補助金	産地パワーアップ事業費補助金	12,007
2	林業費補助金	森林・林業交付金	18,028
2	都市計画費補助金	観光施設整備事業費補助金	△49,290
3	住宅費補助金	TOUKAI - 0 総合支援事業費補助金	△5,453
1	消防費補助金	緊急地震・津波対策等交付金	127

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	利子及び配当金	大井川流域観光拠点整備基金利子	7

(款)18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費寄附金	100,000	35,000	135,000
4 教育費寄附金	1,000	1,000	2,000
計	101,412	36,000	137,412

(款)19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
13 大井川流域観光拠点整備基金繰入金	0	127,380	127,380
計	2,596,676	127,380	2,724,056

(款)19 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 特別会計繰入金	3	11,582	11,585
計	3	11,582	11,585

(款)20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	530,501	148,385	678,886
計	530,501	148,385	678,886

(款)21 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
3 雑入	1,159,105	17,451	1,176,556
4 過年度収入	0	917	917
計	1,159,108	18,368	1,177,476

(款)22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
2 衛生債	1,920,100	47,900	1,968,000
3 農林業債	64,600	△12,100	52,500
4 土木債	1,818,100	△93,100	1,725,000
6 教育債	901,400	△12,100	889,300
計	6,151,300	△69,400	6,081,900

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費寄附金	35,000	ふるさと寄附金	35,000
1 社会教育費寄附金	1,000	図書館費寄附金	1,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 大井川流域観光拠点整備基金繰入金	127,380	大井川流域観光拠点整備基金繰入金	127,380

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 特別会計繰入金	11,582	介護保険事業特別会計繰入金（低所得者保険料軽減分）	3
		介護保険事業特別会計繰入金（地域支援事業費分）	1
		後期高齢者医療事業特別会計繰入金	11,578

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 前年度繰越金	148,385	前年度繰越金	148,385

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
8 民生雑入	17,451	後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金	17,451
1 過年度収入	917	児童福祉費国庫負担金	917

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 清掃債	47,900	合併推進事業債（クリーンセンター長寿命化）	△598,700
		防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（クリーンセンター長寿命化）	646,600
1 農業債	△12,100	一般補助施設整備等事業債（蛭川農道）	△12,100
3 都市計画債	△93,100	合併特例事業債（新東名 I C 周辺地区開発）	△93,100
1 小学校債	△12,100	緊急防災・減災事業債（小学校）	△12,800
		学校教育施設等整備事業債（島田第四小学校）	△7,700
		学校教育施設等整備事業債（大津小学校）	8,400

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 地域振興費	184,816	17,715	202,531				17,715
7 行政経営費	101,970	20,257	122,227				20,257
10 財産管理費	210,300	9,130	219,430				9,130
14 諸費	10	138,868	138,878			3	138,865
21 ふるさと応援基金費	56,014	18,000	74,014				18,000
24 大井川流域観光拠点整備基金費	0	137,397	137,397	137,390		7	
計	2,955,547	341,367	3,296,914	137,390		10	203,967

(款) 2 総務費

(項) 7 交通安全対策費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 交通安全指導費	23,461	275	23,736				275
2 交通安全施設費	28,000	5,000	33,000				5,000
3 バス交通対策費	313,181	869	314,050				869
計	384,109	6,144	390,253				6,144

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 需用費	11,550	9 ふるさと寄附金推進経費	17,715
13 委託料	6,140	ふるさと寄附金推進経費	17,715
14 使用料及び賃借料	25		
13 委託料	20,257	3 経営管理費	20,257
		デジタルマーケティング施策推進事業	20,257
15 工事請負費	9,130	3 庁舎等管理費	9,130
		庁舎等管理経費	9,130
23 償還金、利子及び割引料	138,868	1 県支出金返還金	33,642
		社会福祉費県負担金返還金(福祉課)	7,532
		社会福祉費県負担金返還金(長寿介護課)	1
		児童福祉費県負担金返還金(福祉課)	9,781
		児童福祉費県負担金返還金(保育支援課)	15,003
		生活保護費県負担金返還金	43
		医療福祉費県負担金返還金(子育て応援課)	72
		社会福祉費県補助金返還金(福祉課)	747
		社会福祉費県補助金返還金(長寿介護課)	463
		2 国庫支出金返還金	105,226
		社会福祉費国庫負担金返還金(福祉課)	15,190
		社会福祉費国庫負担金返還金(長寿介護課)	2
		児童福祉費国庫負担金返還金(福祉課)	19,561
		児童福祉費国庫負担金返還金(子育て応援課)	65
		児童福祉費国庫負担金返還金(保育支援課)	32,451
		生活保護費国庫負担金返還金	26,010
		医療福祉費国庫負担金返還金(子育て応援課)	144
		社会福祉費国庫補助金返還金(福祉課)	27
		児童福祉費国庫補助金返還金(子育て応援課)	11,020
		児童福祉費国庫補助金返還金(保育支援課)	107
		生活保護費国庫補助金返還金	553
		保健衛生費国庫補助金返還金	96
25 積立金	18,000	1 ふるさと応援基金積立金	18,000
		ふるさと応援基金新規積立金	18,000
25 積立金	137,397	1 大井川流域観光拠点整備基金積立金	137,397
		大井川流域観光拠点整備基金利子積立金	7
		大井川流域観光拠点整備基金新規積立金	137,390

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金、補助及び交付金	275	1 交通安全対策事業	275
		交通安全推進事業	275
11 需用費	5,000	1 交通安全施設整備事業	5,000
		子どもの安全確保緊急対策事業	5,000
13 委託料	869	1 バス交通対策費	869
		コミュニティバス運行管理経費	869

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 児童福祉施設費	212,086	34,190	246,276	22,792			11,398
7 子ども・子育て支援費	3,230,382	3,618	3,234,000	△77,749			81,367
計	6,525,512	37,808	6,563,320	△54,957			92,765

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	38,298	319	38,617	154			165
計	683,984	319	684,303	154			165

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 し尿処理費	1,182,662	0	1,182,662		47,900		△47,900
計	2,931,745	0	2,931,745		47,900		△47,900

(款) 6 農林業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	85,127	941	86,068				941
4 茶業振興費	139,176	12,007	151,183	12,007			
5 土地改良費	457,783	0	457,783		△12,100		12,100
計	892,139	12,948	905,087	12,007	△12,100		13,041

(款) 6 農林業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 林業振興費	99,276	18,028	117,304	18,028			
計	255,222	18,028	273,250	18,028			

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金、補助及び 交付金	34,190	4 民間保育所整備事業 病児保育施設開所支援事業	34,190 34,190
20 扶助費	3,618	1 民間保育所等給付事業 民間保育所施設型給付費 認定こども園等施設型給付費 地域型保育給付費 2 子育て支援施設等利用給付事業 幼稚園利用給付費 認可外保育施設利用給付費 幼稚園預かり保育等利用給付費 4 就園援助事業 教育・保育通園援助事業	0 0 0 0 0 0 0 0 3,618 3,618

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	154	2 生活保護事務費	319
14 使用料及び賃借料	165	生活保護事務費	319

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		4 クリーンセンター長寿化事業 クリーンセンター長寿化事業	0 0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金、補助及び 交付金	941	2 農業振興事業 荒廃農地再生・集積促進事業	941 941
19 負担金、補助及び 交付金	12,007	2 茶業推進事業 茶生産施設等整備事業	12,007 12,007
		3 農業農村整備事業 農道整備事業	0 0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金、補助及び 交付金	18,028	3 林業振興事業 森林施業補助事業	18,028 18,028

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 観光費	231,703	9,423	241,126				9,423
計	1,092,226	9,423	1,101,649				9,423

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 道路維持費	76,338	5,000	81,338				5,000
計	1,524,419	5,000	1,529,419				5,000

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 新東名 I C 周辺 地区開発費	1,622,169	△20,040	1,602,129	△49,290	△93,100	127,380	△5,030
計	2,660,412	△20,040	2,640,372	△49,290	△93,100	127,380	△5,030

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 建築指導費	101,491	8,000	109,491	5,853			2,147
計	195,354	8,000	203,354	5,853			2,147

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 消防施設費	112,646	572	113,218	317			255
計	1,682,342	572	1,682,914	317			255

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	588,563	0	588,563	497	△4,400		3,903
3 学校建設費	999,004	0	999,004	11,962	△7,700		△4,262

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
9 旅費	11	2 観光振興事業	9,423
11 需用費	115	オリンピック・パラリンピック合宿経費	9,423
12 役務費	160		
13 委託料	9,137		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 需用費	5,000	2 道路維持修繕事業	5,000
		子どもの安全確保緊急対策事業	5,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
15 工事請負費	△20,000	2 島田金谷 I C 周辺地区開発事業	△20,040
19 負担金、補助及び 交付金	△40	賑わい交流拠点整備事業	△303,620
		大井川流域観光拠点整備事業	283,580

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金、補助及び 交付金	8,000	4 建築物等耐震性向上事業	8,000
		建築物耐震改修促進事業	0
		ブロック塀等耐震改修促進事業	2,000
		通学路沿道ブロック塀等安全対策事業	6,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 備品購入費	572	1 消防施設整備事業	572
		消防団資機材整備事業	572

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		3 小学校施設管理事業	0
		大津小学校屋内運動場耐震化事業	0
		1 小学校施設整備事業	0

(款)10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1,701,815	0	1,701,815	12,459	△12,100		△359

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 図書館費	144,946	1,000	145,946			1,000	
10 野外活動センター費	13,295	15,081	28,376				15,081
計	964,590	16,081	980,671			1,000	15,081

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		島田第四小学校改築事業 0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 備品購入費	1,000	4 図書館サービス事業 1,000 図書等購入経費 1,000
15 工事請負費	15,081	1 野外活動センター運営事業 15,081 野外活動センター管理運営経費 15,081

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
窓口業務等包括委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	658,569			2~5	658,569				658,569
	補正後	658,569			2~5	658,569				658,569
放課後児童クラブ運営委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	136,800			2	136,800	60,000		36,000	40,800
	補正後	136,800			2	136,800	60,000		36,000	40,800
合 計	補正前	14,686,301		3,135,804		10,870,216	402,920	791,500	140,431	9,535,365
	補正額	795,369				795,369	60,000		36,000	699,369
	補正後	15,481,670		3,135,804		11,665,585	462,920	791,500	176,431	10,234,734

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
I 普通債	補正前	19,760,025	18,450,523	5,265,400	2,784,311	20,931,612
	補正額			△69,400		△69,400
	補正後	19,760,025	18,450,523	5,196,000	2,784,311	20,862,212
3. 衛生	補正前	1,528,166	1,303,623	1,928,900	482,581	2,749,942
	補正額			47,900		47,900
	補正後	1,528,166	1,303,623	1,976,800	482,581	2,797,842
4. 農林業	補正前	494,452	405,571	64,600	114,094	356,077
	補正額			△12,100		△12,100
	補正後	494,452	405,571	52,500	114,094	343,977
6. 土木	補正前	8,463,517	8,066,616	2,173,400	1,001,502	9,238,514
	補正額			△93,100		△93,100
	補正後	8,463,517	8,066,616	2,080,300	1,001,502	9,145,414
8. 教育	補正前	5,692,368	5,452,080	901,400	650,829	5,702,651
	補正額			△12,100		△12,100
	補正後	5,692,368	5,452,080	889,300	650,829	5,690,551
合 計	補正前	39,208,554	37,816,360	6,534,600	4,364,648	39,986,312
	補正額			△69,400		△69,400
	補正後	39,208,554	37,816,360	6,465,200	4,364,648	39,916,912

(再掲)

合併特例事業債	補正前	5,499,278	6,003,113	3,246,500	534,788	8,714,825
	補正額			△93,100		△93,100
	補正後	5,499,278	6,003,113	3,153,400	534,788	8,621,725

国民健康保険事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 諸収入	59,601	25	59,626
8 国庫支出金	0	7,480	7,480
歳入合計	9,191,933	7,505	9,199,438

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	151,448	7,480	158,928	7,480			
6 基金積立金	30	25	55			25	
歳出合計	9,191,933	7,505	9,199,438	7,480		25	

2 歳 入

(款) 7 諸収入

(項) 2 預金利子

目	補正前の額	補 正 額	計
1 預金利子	1	25	26
計	1	25	26

(款) 8 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	7,480	7,480
計	0	7,480	7,480

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	132,599	7,480	140,079	7,480			
計	136,424	7,480	143,904	7,480			

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保険事業基金積立金	30	25	55			25	
計	30	25	55			25	

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1	預金利子	25	預金利子	25

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	7,480	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	7,480

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
13	委託料	7,480	2 一般管理事務費 一般管理事務費	7,480 7,480

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
25	積立金	25	1 保険事業基金積立金 保険事業基金利子積立金	25 25

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
窓口業務等包括委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	42,161			2~5	42,161			42,161	
	補正後	42,161			2~5	42,161			42,161	
合 計	補正前	9,500		3,200		3,500			1,500	2,000
	補正額	42,161				42,161			42,161	
	補正後	51,661		3,200		45,661			43,661	2,000

介護保険事業特別会計 予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	1	247,146	247,147
歳入合計	8,453,417	247,146	8,700,563

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 基金積立金	638	176,482	177,120				176,482
5 諸支出金	1,807	70,664	72,471				70,664
歳出合計	8,453,417	247,146	8,700,563				247,146

2 歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	247,146	247,147
計	1	247,146	247,147

3 歳 出

(款) 3 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保険給付等支払準備基金積立金	638	176,482	177,120				176,482
計	638	176,482	177,120				176,482

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 償還金	2	70,660	70,662				70,660
計	1,805	70,660	72,465				70,660

(款) 5 諸支出金

(項) 2 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般会計繰出金	2	4	6				4
計	2	4	6				4

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1	前年度繰越金	前年度繰越金 247,146

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
25	積立金	1 保険給付等支払準備基金積立金 176,482 保険給付等支払準備基金新規積立金 176,482

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23	償還金、利子及び割引料	1 国庫支出金等超過交付返還金 70,660 国庫支出金等超過交付返還金（長寿介護課） 66,207 国庫支出金等超過交付返還金（包括ケア推進課） 4,453

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
28	繰出金	4 1 一般会計繰出金 4 一般会計繰出金（長寿介護課） 3 一般会計繰出金（包括ケア推進課） 1

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
窓口業務等包括委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	69,464			2~5	69,464			69,464	
	補正後	69,464			2~5	69,464			69,464	
合 計	補正前	20,938				20,938	6,008		12,445	2,485
	補正額	69,464				69,464			69,464	
	補正後	90,402				90,402	6,008		81,909	2,485

後期高齢者医療事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	2,553	2,554
5 諸収入	1,119	11,578	12,697
歳入合計	1,217,095	14,131	1,231,226

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合負担金	1,207,216	2,553	1,209,769				2,553
3 諸支出金	1,117	11,578	12,695			11,578	
歳出合計	1,217,095	14,131	1,231,226			11,578	2,553

2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1	2,553	2,554
計	1	2,553	2,554

(款) 5 諸収入

(項) 3 雑入

目	補正前の額	補正額	計
2 雑入	0	11,578	11,578
計	1,116	11,578	12,694

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合負担金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合負担金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療 広域連合負担金	1,207,216	2,553	1,209,769				2,553
計	1,207,216	2,553	1,209,769				2,553

(款) 3 諸支出金

(項) 1 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般会計繰出金	1	11,578	11,579			11,578	
計	1	11,578	11,579			11,578	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	2,553	前年度繰越金 2,553

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雑入	11,578	事務費負担金返還金 11,578

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び 交付金	2,553	1 後期高齢者医療広域連合負担金 過年度保険料等負担金 2,553

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
28 繰出金	11,578	1 一般会計繰出金 11,578 一般会計繰出金 11,578

病 院 事 業 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支払義務発生額
又は支払義務発生額の見込及び当該年度以降の支払義務発生予定額等に関する調書

事 項		債務負担行為の限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	病院事業収 益	企業債	損益勘定留保資金	一般会計負担金
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
給食業務委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	370,260			2~4	370,260	370,260			
	補正後	370,260			2~4	370,260	370,260			
合 計	補正前	3,761,346		66,343		3,688,839	867,369	2,106,000	384	715,086
	補正額	370,260				370,260	370,260			
	補正後	4,131,606		66,343		4,059,099	1,237,629	2,106,000	384	715,086